出張研修対応可

職場における パワーハラスメント 防止対策研修

令和２年６月、労働施策総合推進法の改正により、職場においてパワーハラスメント防止の措置を講ずること（①相談対応のための窓口を定めて労働者に周知すること、②相談窓口の担当者が、相談内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること）が義務付けられました。この研修では、改正の内容や事業主として何を行う必要があるか等、パワーハラスメント防止措置に関する基本的な知識について学んでいただきます。

◆ 日　程

1回 **2023年　５月１７日（水）**
2回 **2023年１２月１５日（金）**
講習 13:00～17:00 （受付開始12:30）

◆ 会　場

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター　３Ｆ研修室
福岡市博多区東光２丁目１６－１４
TEL０９２－４３７－１６６４
・ＪＲ博多駅筑紫口より徒歩約12分
・地下鉄東比恵駅４番出口より徒歩約10分
・受講生用の駐車場のご用意はありません

◆ カリキュラム概要

	内　容
講義	パワハラ防止法について 事業者の法的義務について 事例研究
討議	各社企業における取組状況 課題の情報交換

カリキュラム等を一部変更する場合があります

◆ 受講料（消費税10%込）

会員：**9,900**円
一般：**11,000**円

会員とは中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

◆ 定　員　３２名

◆ 申　込

当センターホームページからオンラインでお申込みください
https://www.jisha.or.jp/kyushu/index.html

中災防　九州　検索

Webページ

申込ページ

主催／中央労働災害防止協会　九州安全衛生サービスセンター
TEL　092-437-1664　　FAX　092-437-1669